別表第三第六項第四十七号の項の次に次のように加える。

四十七の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することと同等以上の措置を講じてあつて、当該措置の状況を目視又は図面により検査するものについては、	四十七の二　第七条の三第二項第二十九号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の距離

別表第四第三項第六十三号の項の次に次のように加える。

六十三の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することと同等以上の措置を講じてあつて、距離の確保の状況を目視又は図面により検査するものについては、	六十三の二　第七条の三第一項第十二号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の差

別表第四第三項第九十七号の項の次に次のように加える。

九十七の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することと同等以上の措置を講じてあつて、距離の確保の状況を目視又は図面により検査するものについては、	九十七の二　第七条の三第二項第二十九号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。